

「奈良の木」マーケティング協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、「奈良の木」マーケティング協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、関係団体が相互に連携した体制をつくり、「奈良の木」の利用拡大、「奈良の木」を使用した住宅の普及推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において「奈良の木」とは、「奈良県地域認証材」もしくは「『奈良県産材証明制度』に則り、奈良県の森林で生産されたことが証明できる木材」をいう。

(事業)

第4条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、次のことに取り組む。

- 一. 「奈良の木」の利用促進に関する情報交換、PR活動
- 二. 各団体を通じた、団体会員への協議会登録制度や事業内容等の周知
- 三. 「奈良の木」を提供または利用しようとする事業者の審査・登録
- 四. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) **会員**: 本会の目的に賛同し、別に定める「奈良の木」事業者登録要領により登録された事業者
- (2) **特別会員**: 本会の趣旨に賛同し、協議会の承認を受けた法人、団体又は個人

(構成)

第6条 協議会は、奈良県木材協同組合連合会、奈良県建築士会、奈良県森林組合連合会、奈良県建築協同組合、奈良県建築士事務所協会の代表者および、奈良県農林部長を以て構成する。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 監事 1名

- 2 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の仕事にある者をもって充て、その仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 協議会に顧問を置くことができる。
- 5 顧問は、役員の仕事により会長が委嘱する。

(総会)

第10条 通常総会は、毎年1回会長が召集する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時総会を召集することができる。

- 2 通常総会では、事業計画、収支予算、規約等の改正その他協議会の活動に関する重要事項について決定する。なお、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合を除き、第10条に定める実行委員会の意見を尊重するものとする。
- 3 臨時総会は、特に必要とする事項について審議する。
- 4 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(実行委員会)

第11条 協議会に、具体的な事業の推進を図るため、実行委員会を置く。

- 2 実行委員は総会で選任するものとし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 実行委員会には、委員長1名、副委員長2名を置き、構成員の中から互選する。
- 4 実行委員会は、必要に応じ、委員長が招集し主宰する。
- 5 実行委員会は協議会の事業計画及び事業の遂行、協議会事業の要件等の制度設計、PR活動や講習会の内容決定、協議会運営に係る方向性等の重要事項について企画立案する。
- 6 実行委員会の活動については、実行委員を通じて各団体と連携を図るとともに、総会で報告する。

(事業者の登録要件、登録手続き)

第12条 協議会への事業者の登録要件及び、登録手続きについては、別に定める「奈良の木」事業者登録要領によるものとする。

(登録事業者の取消)

第13条 協議会は次の場合に、当該登録事業者等の登録を取り消すことができる。

- 一. 登録事業者が「奈良の木」事業者登録要領で定める要件を満たさなくなった場合
 - 二. 登録事業者が協議会の信頼を著しく損なう恐れのある不正、不適當な行為を行った場合
- 2 登録事業者が前項に定める場合となったとき、またはその疑いがあるとき、協議会は当該事業者に対して調査をすることができる。
 - 3 登録の取消処分を受けた事業者等は、処分を受けた日より1年間は、「奈良の木」事業者登録要領で定める登録手続きができない。

(事業年度及び会計年度)

第14条 協議会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会費等)

第15条 協議会の事業を行うために必要な経費は、協議会会費及び「奈良の木」事業者登録費、その

他の収入をもって充てる。

- 2 協議会会費については、毎年、総会において当該年度の額を決定する。
- 3 「奈良の木」事業者登録費については、別途「奈良の木」事業者登録要領において定めるものとする。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、奈良県木材協同組合連合会に置き、事務局長は奈良県木材協同組合連合会専務の職にあるものをもって充てる。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、実行委員会の検討を受けて、会長が定める。

附則

この規約は、平成24年8月3日から施行する。

この規約は、平成27年4月28日一部改正する。

この規約は、平成27年5月29日一部改正する。